

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>1 非常放送設備 非常放送設備は、令第 24 条第 4 項、規則第 25 条の 2 及び昭和 48 年消防庁告示第 6 号の規定によるほか、次によること。 (1)～(3) (略) (4) 操作部及び遠隔操作器（以下、「遠隔操作器等」という。）は、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ホ、ヘ、ト、ル及びヲの規定によること。 <hr/> (5)～(9) (略) (10) スピーカーは、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号イからニの規定によるほか、次によること。 ア (略) イ 大空間を有する展示場、体育館、アトリウム等及びア(イ)に掲げる部分で、当該部分の任意の場所において、警報音の第 2 シグナル音の音圧 70 dB 以上確保できるようにスピーカーを配置した場合、ア(イ)の基準に基づきスピーカーを設置した場合と同等と取り扱うことができる。 (11)～(12) (略) (13) 配線は、規則第 25 条の 2 第 2 項、第 4 号イからニまで及び電気工作物に係る法令の規定によること。 (14)～(16) (略) <hr/> 2 非常ベル及び自動式サイレン 非常ベル及び自動式サイレンは、規則第 25 条の 2 第 1 項及び昭和 48 年消防庁告示第 6 号の規定によるほか、次によること。 (1)～(2) (略) (3) 配線は、規則第 25 条の 2 第 2 項、第 4 号イ、ロ及び電気工作物に係る法令の規定によること。 (以下、省略)</p>		<p>1 非常放送設備 非常放送設備は、令第 24 条第 4 項、規則第 25 条の 2 及び昭和 48 年消防庁告示第 6 号の規定によるほか、次によること。 (1)～(3) (現行に同じ。) (4) 操作部及び遠隔操作器（以下、「遠隔操作器等」という。）は、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ホ、ヘ、ト、ル及びヲの規定によること。 <u>なお、同号トにおける「防火上有効な措置を講じた位置」とは、第 25 防災センター等の基準によること。★</u> (5)～(9) (現行に同じ) (10) スピーカーは、規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号イからニの規定によるほか、次によること。 ア (現行に同じ。) イ 大空間を有する展示場、体育館、アトリウム等及び前ア(イ)に掲げる部分で、当該部分の任意の場所において、警報音の第 2 シグナル音の音圧 70 dB 以上確保できるようにスピーカーを配置した場合、前ア(イ)の基準に基づきスピーカーを設置した場合と同等と取り扱うことができる。 (11)～(12) (現行に同じ。) (13) 配線は、規則第 25 条の 2 第 2 項、第 4 号イからニまで及び電気工作物に係る法令の規定によること。 (14)～(16) (現行に同じ。) <u>(17) 小規模な防火対象物（延べ床面積おおよそ 350 m²以下のもの）で非常警報設備を設けなくても火災である旨の警報を有効に行えると認められるものについては、令第 32 条の規定を適用して非常警報設備を設置しないことができる。</u> 2 非常ベル及び自動式サイレン 非常ベル及び自動式サイレンは、規則第 25 条の 2 第 1 項及び昭和 48 年消防庁告示第 6 号の規定によるほか、次によること。 (1)～(2) (現行に同じ。) (3) 配線は、規則第 25 条の 2 第 2 項、第 4 号イ、ロ及び電気工作物に係る法令の規定によること。 (以下、省略)</p>	<p>「第 25 防災センター等の基準」の表中の C 欄を戻したことに伴い、則 25 の 2-2-3-トの「防火上有効な措置を講じた位置」の解釈は「第 25 防災センター等の基準」を準用することを明記することとする。なお、準用先は、「防火上有効な措置を講じた位置」という法令解釈ではあるものの、指導基準を含むため「★」とする。</p> <p>文言追加</p> <p>文言追加</p> <p>誤字削除</p> <p>S44 消防予第 249 号、S45 消防予第 204 号の追加</p> <p>誤字削除</p>